

措置通知書

保健福祉部 宇久保健福祉センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 宇久保健福祉センターし尿浄化槽ブローア取替修繕業務契約において、佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあつた。</p>	<p>緊急の修繕契約を要する案件であつたことから、佐世保市財務規則第 176 条に規定された予定価格の設定を失念したものです。</p> <p>指摘を受けたのち、以後同様のことが生じないよう、令和元年 7 月 12 日、所内庶務担当者 2 名と会議を行い、佐世保市財務規則第 176 条の規定を遵守する旨を確認いたしました。</p> <p>また、今後の対策として、事務手続きにかかる決裁文書中に該当する規則の条文を記載するほか、改めて契約事務処理チェックシートを活用することで再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項の規定の認識不足により、公用車 2 台を廃車処分したときに契約課長へ物品返納・処分報告書による報告を漏らしていたものです。</p> <p>指摘を受けたのち、すみやかに契約課長に物品返納・処分報告書を提出するとともに、令和元年 7 月 12 日、所内庶務担当者 2 名と会議を行い、以後同様のことが生じないよう、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項の規定を遵守する旨を確認いたしました。</p> <p>また、今後の対策として、事務手続きにかかる決裁文書中に該当する規則の条文を記載するほか、備品台帳と現品の照合や、佐世保市物品会計事務手続書に基づく備品の整理について周知徹底しました。</p>